

次期介護保険事業計画（案）について

～ご意見をお寄せください～

介護保険事業計画は、5年を期間とする計画を3年ごとに見直しをするよう法律で定められています。

鳥取市は、平成12年度から始まった現計画の見直しについて、公募委員も含めた計画作成委員会で案をまとめ、現在市社会福祉審議会に諮問しています。

主な見直し点は次のとおりです。

居宅サービスの利用を促進させるため助成制度を創設する。

低所得者に行っている介護保険料軽減の条件を緩和する。

平成15年度から17年度の介護保険料を月額3,490円とする。（介護報酬の改定により、若干の変更があります。）

居宅サービスの利用促進

鳥取市の介護サービスの利用は、全国平均と比べて施設サービスに依存する傾向が見られます。

施設サービスは一人あたりの介護費用が高く、保険料を押し上げる要因になります。



計画案では、居宅サービスを充実するために必要な整備（表2参照）を行うとともに、在宅で十分なサービスが受けられるよう、訪問系サービスの利用料（自己負担）の一部を助成する制度を新設することとしています。

利用者負担助成

対象となるサービス

「訪問介護」、「訪問入浴介護」、「訪問看護」、「訪問リハビリテーション」及び「居宅療養管理指導」の5種類

助成の割合

《ア》介護保険料軽減の対象となる人または所得段階が第1段階の人

- ・通常10%の自己負担が5%になるように助成します。

《イ》ア以外の人

- ・通常10%の自己負担が7.5%になるように助成します。

助成のための財源

第1号被保険者保険料とします。

介護保険料の軽減条件の緩和

軽減の対象者

《ア》所得（保険料）段階が第1または第2段階で、下記のから（ についてはいずれか）を満たす人

生活保護を受けていない

本人と家族が市民税非課税

市民税課税者に扶養されていない

市民税課税者と生計をともにしていない

の1 本人と家族の前年1年間の収入の合計金額及び当年1年間の収入見込額の合計金額が130万円【現在120万円】以下（世帯員が3人以上の場合は、1人につき35万円加算）

の2 本人と家族の前年1年間の収入の合計金額及び当年1年間の収入見込額の合計金額が65万円【現在60万円】以下（世帯員が3人以上の場合は、1人につき17・5万円加算）

資産などを活用してもなお、生活が困窮している状態と認められる（預・貯金は、1人当たり350万円【現在60万円】以下）

《イ》所得段階が第2段階で、「鳥取市外国人高齢者福祉手当」の受給者

軽減の内容

区分	所得段階	年間収入	軽減前	軽減後
上記の《ア》	第1段階	65万円以下	基準額×1/2	基準額×1/4
	第2段階	65万円以下	基準額×3/4	基準額×1/4
	第2段階	65万円を超えて130万円以下	基準額×3/4	基準額×1/2
上記の《イ》	第2段階		基準額×3/4	基準額×1/2

基準額とは保険料区分が第3段階の額です。

ご意見のあて先はこちらです

提出方法 様式は問いません。住所、氏名、年齢、性別を明記のうえ、郵送・ファックス・電子メールのいずれかで。

資料配布場所 本庁舎1階総合案内所 本庁舎2階高齢社会課

行政サービスセンター（鳥取駅構内） 鳥取市ホームページ（アドレスは表紙下段）

提出期限 12月16日（月）

提出先 郵送/高齢社会課（20-3174） ファックス/21-8420 電子メール/korei@city.tottori.tottori.jp

ご意見
お待ちしております。



高齢社会課
松下課長